

えきどめ

液体式ディーゼル動車は当初、地方線区の経営改善を目的として発足したのであるが、ディーゼル動車の特徴である快速性、機動性、無煙化による快適サービスは、優等列車への発展を促した。昭和30年関西線名古屋・湊町間に準急ディーゼル動車キハ50形2両(写真-2、50形の改良51形)を1往復増発した。これが優等列車の初めて、昭和31年以後、毎年全国各地に準急ディーゼル動車が増発されている。

昭和33年には東北線山野・仙台間に急行しみやぎの[がディーゼル動車化され、昭和35年末ディーゼル動車による初めての特急しはつかり]が従来の客車特急に代わって運転された。通勤輸送の面でも昭和36年末、関西線の奈良・湊町間に3ドア、ロングノートの通勤形ディーゼル動車が製作され、好評を博し非電化区間の都市通勤輸送に活躍している。ディーゼル動車の両数は昭和38年度末には4,000両である。

2 液体式ディーゼル動車の現況

昭和39年度首における液体式ディーゼル動車の形式別配置両数・諸元は、表-2に示すとおりであり、また液体変速機の性能諸元を示したのが表-3である。

表-3 液体変速機(ディーゼル動車用)性能諸元

名 称	シンコー TC 2形	シンコー TC 2 A形	ニイガタ DF115形	ニイガタ DF115A	DW 1形
形 式	3段6要素	"	"	"	コンバンダー1段3要素 カップリング双子形
速度段及び制御	変、直、手動	"	"	"	変、直、直、自動
制 御 方 式	電磁空気式	"	電磁空気油 圧 式	"	電 磁 油 圧 式
逆 転 機	無	"	"	"	有
ク ラ ッ チ	乾燥単板	"	混式多板	"	"
入力軸標準トルク kgm	85.5	85.5	86	86	79
(入力軸回転数/ 出力軸回転数)	(1500/600)	(1500/600)	(1500/340)	(1500/420)	(3270/1635)
ストールトルク比	5.3	5	5.3	5	4
最 高 効 率 %	83	80	83	80	81
出力軸最高 回転速度 rpm	1800	"	"	"	3200
変 速 機 油	軽 油	ダフニトルク クオイルB	軽 油	ダフニトルク クオイルB	ダフニトルクオイルC
制御油および 潤滑油	リチウムグリ ス及び内燃機油	ダフニトルク クオイルB	90#添加 タービン油	ダフニトルク クオイルB	ダフニトルクオイルC
寸 法					
全 長 mm	839	839	860	849	2138
全 幅 mm	769	873	680	862	743
全 高 mm	732	714	735	685	1435
乾 燥 重 量 kg	420	503	490	567	2472
標 準 適 用 機 関	DMH17A, DMH17B, DMH17C	DMH17H	DMH17A, DMH17B, DMH17C	DMH17H	DMF31HS

(大森鉄雄)

えきどめ 駅留 小口扱貨物は鉄道において着駅から荷受人の宅までこれを配達するが、配達せずに荷受人が直接着駅で引き取るものをいう。この場合、運賃は配達費用に当たる額だけ安くなっている。

(府川正勝)

えきばらい 駅払 債権者に対して代価の支払をするときは、要求者が債権者から提出された請求書その他の証ひょう書類に基づいて支払伝票を発行し、会計長の事前調定および支払命令を受けて、出納役が銀行振込、銀行送金または窓口払等の方法によって債権者に支払うのが原則であるが、この方法によらないで、駅区等の分任出納役をして債権者に支払を行なわせる方法として駅払と駅直払とがある。

1 駅払 債権者からの請求書等の受理、支払伝票の発行、会計長の事前調定および支払命令までは、一般の支払方法と同じであるが、これらの手続を経た支払伝票・請求書および証ひょう書類を会計長が駅区等の分任出納役に送付し、分任出納役が出納役に代わって自己の保管する収入金から支払う方法である。

なお、分任出納役の支払手続は、あらかじめ会計長から送付されている支払命令印の印影と、支払伝票に押なつされている支払命令印を照合して債権者に対し支払を行ない、支払が完了したときは、債権者から領収証書を徴し、支払伝票に添付して収入金の引継書類とともに会計長に提出することになっている。

2 駅直払 現場長が、専決施行することのできる建物の借入れ、土地の借入れ、物件の借入れ等に伴う経費または旅客公衆見舞金等の贈与金もしくは電気・ガスおよび水道の料金のように、定期的または定額的な軽微の支払その他災害等緊急を要する場合の支払については、あらかじめ定められた範囲内で現場長が要求者となり、債権者から提出された請求書等に基づき支払伝票を発行のうえ、直接駅区等の分任出納役に提出し、分任出納役の保管する収入金から支払う方法である。したがって、当該支払に対する会計長の調定および支払命令は、事後となる。分任出納役は、支払が完了したときは、債権者から領収証書を徴し、支払伝票に添付して収入金の引継書類とともに会計長に提出する。

なお、駅直払の支払要求をすることができる箇所および経費の範囲は、次のように定められている。

(1) 駅直払の支払要求をすることができる箇所

駐在運輸長・出張所・出納所・附属機関・現業機関およびこれらに所属する分区・支区その他必要と認める箇所等で、支社長等または支社長等から委任を受けた者が定めた箇所

(2) 駅直払をすることができる経費の範囲

ア 専決施行することのできる事項に伴う経費で、次に掲げるもの

- (イ) 建物借入料
- (ロ) 土地借入料
- (ハ) 物件借入料
- (ニ) 旅客公衆見舞金
- (ホ) 公務重傷者見舞金
- (ヘ) 殉職者供物料
- (セ) 褒賞金(日本国有鉄道行賞取扱細則 昭和27・11・13公報依命通達第23条の規定によるもので、専決事項に定める範囲内のもの)
- (シ) 遺失物法に基づき、国鉄の保管に帰した遺失物の保管に要する費用

- (ク) 部外者接待用の茶購入代金
- (ケ) 軽易な物品等の現場購入品代金
- (コ) 医療用品等の直購入品代金
- (サ) 随修工事に相当するような簡易な修繕工事代金
- (セ) 決算品の修繕代金
- (シ) 汚物汲取料およびじんあい処分費
- (ソ) カバー・カーテン類の洗たく代金
- (タ) 乗車券委託発売手数料
- イ その他の経費で次に掲げるもの
- (チ) 電気・ガスおよび水道の料金
- (リ) 電話および電報の料金
- (ニ) 定期刊行物購読料
- (ヒ) テレビ視聴料およびラジオ聴取料
- (フ) 郵便切手およびはがきの購入代金
- (ヘ) 電車および乗合自動車の回数乗車券購入代金
- (セ) 自動車の有料道路回数通行券購入代金
- (ソ) 渡船料